

精神鑑定書例

(A案・B案)

精神鑑定研究会

最高検察庁裁判員制度等実施準備検討会

(現・最高検察庁公判部) 主催

精神鑑定書例の解説

別添の2つの鑑定書例（A案・B案）は、いずれも、裁判員裁判制度における分かりやすい精神鑑定の立証の在り方に関し、最高検察庁で行った精神鑑定研究会において、そのメンバーである精神科医（松下正明、五十嵐禎人、岡田幸之、田口寿子）の協力を得て作成したものである。両案とも捜査段階における本鑑定を念頭に置いている。A案は、岡田幸之医師らによる研究報告書「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/download.html>）中の鑑定書書式を基本としながら、裁判員裁判においてより使いやすい方式にするという観点から、若干の変更を加えたものであり、岡田幸之医師を中心に作成作業を進めていただいた。B案は、基本的にA案と同じ考え方に立ちつつ、A案の書式にあるような罫線枠を用いない方式で作成することとしたもので、田口寿子医師を中心に作業を進めていただいた。両案は、形式は異なっているが、鑑定書に盛り込むべきものとして掲げられている事項は同一である。

いかなる方式の鑑定書を作成するかは鑑定人に委ねられた事項であり、この鑑定書例を紹介することとしたのも、これに沿った鑑定書を作成しなければならないとするものではないが、裁判員裁判における分かりやすい鑑定書の在り方を研究した成果として参考になると思われるので、紹介することとしたものである。今後、この鑑定書例がより多くの鑑定医に利用され、更により良いものに改訂される契機となることを期待する。

なお、この2つの鑑定書例を作成するに当たって考慮した事項は、以下のとおりである。

A案について

1 被疑者

被疑者欄には、被疑者を特定するに足りる最小限の事項として、①氏名、②生年月日・年齢のみを記載することとしている。犯罪事実は、関係人に明らかであるのが通常であり、改めて記載する必要性に乏しいことから、省略することとした（なお、責任能力の判断に必要な事実等は別紙の該当箇所に記載されることになる。）。

2 鑑定事項（鑑定嘱託事項）

鑑定事項1の「犯行当時における被疑者の精神障害の存否」は、検察官から「犯行当時」の精神障害の有無が鑑定嘱託されていることを前提としている。従前は、犯行当時の精神障害の有無のみならず「現在」の精神障害の有無についても鑑定嘱託するのが通例であったが、①刑法において問題とされる責任能力は犯行当時のものであり、現在の精神障害の有無は診断理由や治療の必要性の中で言及すれば足りると思われること（別紙中に言及する箇所を設けている。）、②裁判員裁判において裁判員に提供されるべき情報を整理する必要があること、などからあえて鑑定事項から外したものである。

鑑定事項2の「その精神障害は本件犯行にいかなる影響を与えたか」は、従前、明示的に鑑定嘱託事項とされていなかった事項である。大審院判例（大判昭6.12.3集10巻682）によれば、心神喪失（心神耗弱）は、「精神ノ障害ニ因リ事物ノ理非善悪ヲ弁識スルノ能力ナク、又ハ此ノ弁識ニ従テ行動スル能力ナキ状態」（「其ノ能力著シク減退セル状態」）と定義されており、これによれば、精神障害と判断能力等の喪失（著しい減弱）との間に因果関係が必要であるところ、精神障害が犯行に与えた影響は、この因果

関係を判断するのに極めて重要な事実であるものの、従前の鑑定書においてこの点の言及がない場合もないではなかったことを踏まえ、正面から鑑定嘱託事項としたものである。

鑑定事項3は、責任能力に関する判断（意見）である。これまで鑑定人が責任能力に関する判断を述べることの当否について議論がなされたこともあるが、責任能力の判断は最終的には裁判所が行うものであるとしても、その際の判断資料として精神鑑定医の意見は大きな重みを有することは間違いなく、したがって、今後も、精神鑑定医に対しこの点についての判断・意見を求めることとなる。

この鑑定事項中の「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」では、従前の鑑定嘱託事項によく見られた「責任能力の有無・程度」「是非善悪を弁識する能力及びその判断に従って行動する能力」という用語は使わず、「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」という比較的分かりやすいと思われる用語を用いている。

3 主文

主文には、鑑定事項1～3に対応し、その結論を簡潔に記載することとしている。

4 診断

診断の項には、診断名及びその診断に至った理由の要旨を簡潔に記載し、その結論に至る詳細については、別紙1に譲ることとしている。

別紙1には、診断理由に係る部分（「犯行時診断・現在時診断」「上記診断を支持する主たる所見等」「詐病の可能性について」「病歴等」）のほか、「治療の必要性その他参考事項」「鑑定経過等」を記載することとされている。

5 総合評価

総合評価のうち「5-1」の「精神障害の犯行への影響」は、「鑑定主文2」（鑑定事項2に対応するもの）の精神障害の本件犯行に対する影響に関する判断の理由を簡潔に述べた部分である。別紙2は、鑑定人がその判断に至る際に基礎とした事実の詳細を記したものである。

総合評価のうち「5-2」の「犯行時の善悪の判断能力・行動制御能力」は、「鑑定主文3」（鑑定事項3に対応するもの）の責任能力に関する判断（意見）についての理由を簡潔に述べた部分である。

別紙3は、責任能力に関する判断の基礎として重要な7つの着眼点（以下「7項目」という。）について検討した経過を記載したものである。この7項目は、平田豊明医師によって提唱され、国立精神・神経センター精神保健研究所岡田幸之医師らによる研究報告書「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/download.html>）の中で紹介されている。この7項目は、責任能力を判断する際に重要な事項を時系列的に並べたものであり、責任能力に関する結論を支える重要な部分と位置づけられる。事案によっては、複数の項目において重複して記載される事項もあり得るが、検討漏れを避けるためにあえてそのまま項目立てされている。もっとも、責任能力に関する判断自体はこれらの着眼点を踏まえて総合的に行うべき性質のものであって、点数化・計量化するにはなじまないと思われる。

6 別紙方式とした理由

別紙方式としたのは、裁判員裁判における立証の便宜を考慮したものである。

裁判員裁判においては、公判前整理手続により事件の争点が整理され、そこで争点とされなかった事実については必要最小限の立証で足りるが、争点とされた事項については、十分な立証をしなければならない。鑑定書が作成された段階においては、何が争点とされるかは必ずしも明らかではなく、鑑定書には様々な事項が網羅的に記載されることになるが、公判前整理手続の結果、そのうち一部の事項のみが争点とされた場合は、その点を厚く立証する必要が生じ、他方、その他の事項は結論のみ記載されていれば足りることが多いと思われる。例えば、犯行時に統合失調症であった点に争いが無い場合には、統合失調症と診断した理由の詳細を立証することは不要であり、逆に、その立証は、裁判員をして情報過多の状態にし、争点に関する証拠が何であるかの理解を困難にするおそれがある。そこで、この鑑定書例の本文については、争点が何であっても必要となる最小限の事項を記載するにとどめ、その本文に記された事項に関する理由等の詳細は別紙に譲ることとし、公判においては、争点に応じ、別紙のうち必要な部分を抄本化して提出することが容易になるようにした。

なお、別紙部分の記載内容や記載量も一つの例にすぎない。別紙部分を含めて簡潔なものが望ましいという考え方もある一方で、鑑定人によっては、鑑定書にはできるだけ多くの情報を盛り込んでおきたいという要請もあるようであり、いずれの考え方に立つ場合であっても受け入れられるものとして、この別紙方式を推奨することとした。

B案について

1 被疑者

A案に同じ。

2 鑑定事項（鑑定嘱託事項）

A案に同じ。

3 主文

A案に同じ。

4 鑑定経過

簡潔に本文中に記載した。

5 統合失調症と診断した理由

「鑑定主文1」（鑑定事項1に対応するもの）の犯行当時における被疑者の精神障害の存否についての判断の理由を簡潔に述べた部分である。理由の詳細は、別紙の1に譲っている。

6 被疑者の精神障害と本件犯行の関係

「鑑定主文2」（鑑定事項2に対応するもの）の精神障害の本件犯行への影響に関する判断の理由を簡潔に述べた部分である。

7 善悪の判断能力及び行動制御能力

「鑑定主文3」（鑑定事項3に対応するもの）の善悪の判断能力及び行動制御能力に関する判断（意見）についての理由を簡潔に述べた部分である。理由の詳細は、別紙の2に譲っている。別紙の2では、7項目について検討した経過を記載している。

8 別紙方式とした理由

A案に同じ。

A案とB案の相違について

両案とも、鑑定書に盛り込むべき事項として掲げているものは同一である。両案の大きな相違点は、A案には書式に罫線枠が設けられているが、B案には罫線枠が設けられていないという点である。したがって、A案では、特定の事項を記載すべきものとして用意されている欄に記載すべき事項がないときは空欄となるが、B案では、その事項については表題自体が省略できることになる。

もともと、A案は、検討漏れ防止を目的として、検討すべき事項ごとに罫線枠を設けて書式化したものであるが、自由度の高いB案が好まれる場合もあるものと思われる。

なお、B案中、その本文の「被疑者の精神障害の本件犯行への影響」及び別紙の「詐病の可能性」という項目については、従前の鑑定においても触れられていないことが少なくなかったことに鑑み、これらについて検討漏れが生じないよう留意が必要である。